

報道関係者 各位

令和5年 12 月 22 日

【照会先】

鳥取労働局 労働基準部 監督課

課 長 山埜 典文

監察監督官 長田 光彦

(直通電話) 0857-29-1703

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導の状況を公表します。

鳥取労働局（局長 平川雅浩）はこのたび、県内の労働基準監督署が令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、公表します。

（別紙参照）

令和4年の監督指導の概要

■ 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した108事業場（実習実施者）のうち81事業場（違反率75.0%）。

※ 監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。

■ 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.1%）、②割増賃金の支払（18.5%）、③健診結果についての医師等の意見聴取（13.9%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

鳥取労働局及び県内の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

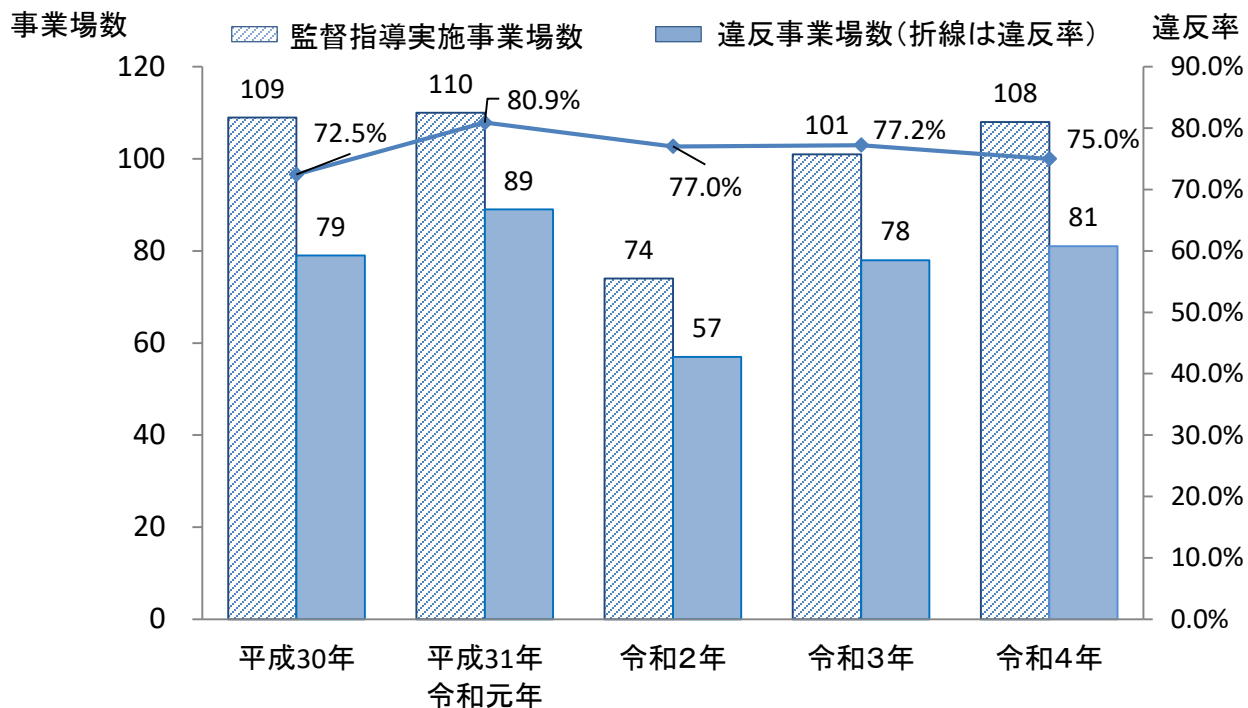
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和4年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和4年）

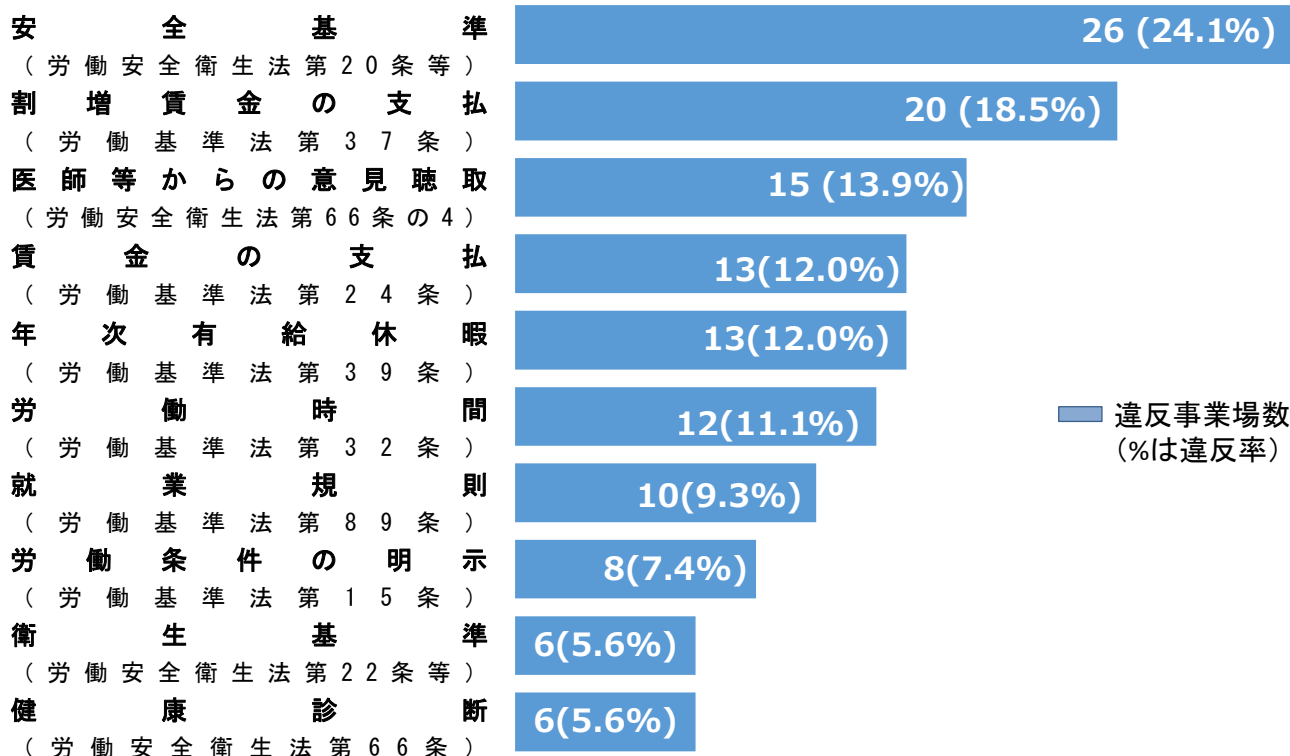
1 監督指導の状況

- (1) 県内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して108件の監督指導を実施し、その75.0%に当たる81件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.1%）、②割増賃金の支払（18.5%）、③健診結果について医師等からの意見聴取（13.9%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	23	11 (47.8%)	安全基準 6(26.1%)	労働時間 3(13.0%)	衛生基準 2(8.7%)
建設	22	17 (77.3%)	医師等からの 意見聴取 6(27.3%)	賃金の支払 6(27.3%)	割増賃金の支払 5(22.7%)
食料品製造	16	13 (81.3%)	安全基準 5(31.3%)	割増賃金の支払 5(31.3%)	年次有給休暇 就業規則 各3(18.8%)
<参考> 全業種	108	81 (75.0%)	安全基準 26(24.1%)	割増賃金の支払 20(18.5%)	医師等からの 意見聴取 15(13.9%)

<注1> 「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い職種（機械・金属関係職種、建設関係職種、食料品製造関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、
電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 食料品製造・・・食料品製造業

(4) 令和4年の監督指導の事例には、以下のようなものがあつた。

事例1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

概要

- 旅館業を営む事業場において、外国人技能実習機構から違法な長時間労働が疑われる旨の通報があつたことから、立入調査を実施した。
- 1か月100時間（最長：月約172時間）を超える違法な時間外・休日労働が認められた。また、時間外・休日労働を1か月当たり80時間を超えて行わせた労働者に対して、当該超えた時間に関する情報を通知していなかつたことが認められた。

労基署の対応

- 1 36協定で定めた上限時間（特別条項：月60時間）を超え時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）違反
労働基準法第36条第6項（時間外及び休日の労働）違反
長時間労働の削減

- 2 時間外・休日労働を1か月当たり80時間を超えて行わせた労働者に対して、当該超えた時間に関する情報を通知していなかつたことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条の8第1項（面接指導等）違反
労働安全衛生規則第52条の2第3項

指導後の会社の取組

- 各部署責任者が日々労働時間を確認するとともに、10日間ごとにも労働時間を確認し労働時間の調整を行うことにより、時間外労働の削減を図つた。
- 時間外・休日労働時間数が月60時間超のときに、労働者に当該時間に関する情報を通知し、労働者からの申出に基づいて、面接指導を実施する体制に改めた。

事例2

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、割増賃金の支払いについて指導

概要

- 社会福祉施設を営む事業場において、外国人技能実習機構から割増賃金の支払い額に不足が疑われる旨の通報があつたことから、立入調査を実施したところ、時間外労働に対する割増賃金の算定基礎賃金に皆勤手当を算入しておらず、時間外労働に対する割増賃金の一部が支払われていなかつたことが認められた。

労基署の対応

- 時間外労働に対する割増賃金の計算に際し、算定基礎賃金に皆勤手当を算入していなかつたことにより、支払額に不足があつたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項（時間外の割増賃金）違反

指導後の会社の取組

- 割増賃金の算出方法を是正し、不足していた割増賃金を遡及して支払つた。

事例 3

石綿除去工事を行う現場に監督指導を実施し、石綿除去作業に係る特別の教育の未実施について指導

概要

- 建設業の事業場において、石綿除去工事を行う現場へ立入調査を実施した。
- この結果、吹き付けられた石綿の養生作業に従事していた技能実習生に対し、石綿使用建築物等解体等作業に係る業務に関する衛生のための特別の教育（厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないこととされているもの。）を実施していなかったことが認められた。また、労働条件通知書が未交付であったことが認められた。

労基署の対応

- 1 石綿使用建築物等解体等作業に従事する技能実習生に対して、当該作業に係る業務に関する衛生のための特別の教育を実施していなかったことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第59条第3項（安全衛生教育）違反
労働安全衛生規則第36条第37号
石綿障害予防規則第27条第1項

- 2 労働契約の締結に際して、技能実習生に対して賃金、労働時間その他法定事項の労働条件について書面の交付等の方法により明示していなかったことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第15条第1項違反（労働条件の明示）

指導後の会社の取組

- 石綿使用建築物等解体等作業に従事する技能実習生に対して、外部機関により石綿取扱い作業従事者特別教育を実施した。
- 技能実習生に対し、労働条件通知書を交付した。